# 第７回　佐波川流域治水協議会　議事概要【案】

## １．開催日時・開催場所

日時：令和６年 10 月 31 日（木）　14:00～15:30

場所：山口河川国道事務所　第一会議室

## ２．出席者

「出席者名簿」のとおり

## ３．議事

（１）佐波川流域治水協議会　規約の一部改正について

（２）佐波川における特定都市河川の指定に向けた検討について

## ４．開催状況

## ５．議事概要

・規約の一部改正について、各委員より承認をいただいた。

・特定都市河川の指定に向けて検討を進めることについて、各委員より承認をいただいた。

## ６．委員からの意見等

**（山口市長（代理：副市長））**

・徳地地域は護岸の未整備箇所が多く、浸水被害も毎年のように発生している。特定都市河川に指定されれば、ソフト対策や護岸整備など必要なハード整備の加速化なども位置づけられているため、流域の治水対策がこれまで以上に推進されることに期待をしている。

・特定都市河川の要件について、徳地総合支所を建て替えたが、浸水被害が想定される地域であるため、災害対策本部を２階に設置できるよう整備している。危険な区域と認識しているため、指定範囲についても山口市を含む上流端まですべての河川を指定対象にしていただけるということで異存はなく、今後もそういった形で検討していただきたい。

**（防府市長（代理：副市長））**

・昨年度、今年度の出水において、浚渫の効果が著しく実感できた。特に新橋観測所のレベルが明らかに下がり、市民も安心感が強かったのではないかと考えている。ハード面についても、甲久保川周辺の築堤や樋門、鈴屋などの築堤について着々と進めていただいており感謝している。
・最近の大雨や気温上昇によって流域治水プロジェクトが 2.0 に変わり、さらに特定都市河川の指定を進めることは必然だろうと考えている。まだまだ手がついていない中上流域の、今年 6 月に浸水が起こったところも早急な着手が必要と考えており、特定指定河川の手続きを着実に進めていっていただきたい。
・本市は一番下流域にあるが、下流域の中でもハザードの範囲外に広域防災広場の整備を鋭意進めている。こうした安全を担保しながらしっかりお手伝いをさせていただきたい。

**（周南市長（代理：河川港湾課長））**

・特定都市河川に指定されて堤防の整備などの治水対策が進むと、住民の安全性が向上する。また、整備が進むことで、周辺の都市開発が安全に進みやすくなり、地域の経済活性化などにつながるとなお良いと考えている。
・防災計画が進むことで地域住民の安心感が高まっていくと考えており、流域の資産価値の向上につながることを期待している。

**（山口県土木建築部長）**

・昨今の気候変動による災害の激甚化、頻発化を受けて、流域のあらゆる関係者が協働して流域治水に取り組むことがますます重要になってきている。流域治水の実効性を高めるために、特定都市河川指定は、従来のハードだけではなく、ソフトを組み合わせて総合的な浸水対策を進めるということで、効果的な取り組みと認識している。
・佐波川において特定都市河川の指定に向けた検討を進めることは県としても重要と考えており、本協議会で提案があった指定要件や指定範囲等の考え方で今後検討を進めることについて、県として概ね異存はない。一方で、指定される流域内では、住民の開発行為等に一定の制限がかかる可能性があるため、流域市の方々のご意見

も含めてよく検討し、周知期間等も十分に確保した上で、この協議会で十分な調整を行いながら進めていくことが必要と考えている。

**（林野庁近畿中国森林管理局山口森林管理事務所長）**

・特定都市河川指定により水源の涵養に寄与する森林整備の予算採択が円滑に進めば、結果として、二酸化炭素の吸収、地球温暖化防止にもつながると考えているため、ぜひとも手続きを着実に進めていただきたい。

**（国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センター山口水源林整備事務所長）**

・浸水被害の低減のためのハード整備の加速化ということで、特定都市河川の指定を進めることは必要なことと考えている。特に上流域の徳地地域において森林整備をしっかり行い、微力ながら治水対策に貢献していきたい。

**（気象庁福岡管区気象台下関地方気象台長）**

・近年、地球温暖化を背景とした気候変動によって激しい雨が多くなり、洪水のリスクも高まっているなかで、今まで以上に洪水に対する対策の取り組みを進めていく必要があることを認識している。気象データの情報発信などを行っているが、流域治水関連の取り組みについても今後も協力させていただきたい。

**（国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所長）**

・河川整備の効果を評価いただき、実感もしているが、いつ何時これ以上の雨が降るかわからないこともあり、我々だけでなく、皆様方と一緒にいろいろな流域治水に取り組んでいきたいという中で、今回の特定都市河川指定は、連携強化という意味で、最たる一つになると考えている。
・開発行為の制限については、流域の開発による治水上のデメリットに対する事前防止、対策として必要と考えている。
・指定の範囲について、河川管理者の立場からは、すべての流域を一度に指定することがベストと考えるが、より効果的な場所から少しずつでも皆さんの取り組みを進めていただくためにエリアを絞るというような考え方もある。今後議論を進めていく中で皆様方のご意見を伺いながら、例えば段階的な視点も含めて考えていきたい。

（以上）